



本所 〒915-0242 越前市粟田部町11-9 TEL0778-43-0877
 味真野支所 〒915-0023 越前市池泉町20-17-1 TEL0778-27-1110
 白山支所 〒915-1233 越前市菖蒲谷町19-8-6 TEL0778-28-1359

<http://www.echizensi-shokokai.jp/>

商工貯蓄共済キャンペーン中

☆10,000円加入毎に近畿府県内の特産品 5,000円相当をもらえなくプレゼント!

(平成27年9月1日～平成27年12月21日契約受付分)

※平成23年～26年にプレゼント対象となった貯蓄共済を中途解約された後に再加入された場合は対象となりません。

加入できる方・・・商工会の会員及びその家族、従業員

加入タイプ	モデル1	モデル4	モデル6	モデル8
掛金(1口)	月額2,000円	月額2,500円	月額2,000円	月額2,500円
加入期間	10年	10年	5年	10年
保障内容 (1口)	〈死亡共済金〉 6才～46才 100万円 47才～54才 50万円 55才～65才 25万円	〈死亡共済金〉 6才～46才 100万円 47才～54才 50万円 55才～65才 25万円 傷害・災害入院特約付	〈死亡共済金〉 6才～34才 30万円 35才～70才 25万円	〈死亡共済金〉 6才～39才 500万円 40才～48才 300万円 49才～56才 150万円 57才～65才 75万円

※お問合せ・申込みは越前市商工会までお電話下さい。

金融個別相談会

事業資金を必要とする事業所に対して、日本政策金融公庫(株)による金融相談会を開催します。当日は、日本政策金融公庫(株)の職員が審査面談・金融相談などをお受けいたします。この機会にお気軽にご相談、お申込み下さい。

【開催日時】 平成27年11月18日(水) 午前10時～午後3時

【開催場所】 越前市商工会 本所

※時間が重なる場合がありますので、商工会まで事前にご連絡下さい。当日審査面接を希望される方は、必要書類をご準備いただきますのでお問合せ下さい。

◆◆◆会員増強特別強化月間◆◆◆

新規会員募集中!!

年会費

個人 9,000円

法人 12,000円～

講演会・セミナーのご案内

「岡本支部講演会」

日時 11月25日(水) 18:00~19:00
 場所 越前市商工会本所
 テーマ 効果的な人材採用手法と雇用に関する助成金制度について
 講師 特定社会保険労務士 青垣智則氏

※講演会は岡本支部以外の方も参加出来ます

「男女共同参画セミナー」

日時 11月17日(火) 19:30~
 場所 越前市商工会本所
 テーマ 今なぜ地域、職場における男女共同参画が必要か
 講師 越前市男女平等オンブッド 川本豊子氏

※参加料は無料です

マイナンバー制度のセミナー開催しました

10月5日に特定社会保険労務士青垣智則先生を講師に迎え、マイナンバー制度の概要と対応についてご講義いただきました。お忙しい中、多くの会員様にご参加いただきありがとうございました。

「主な内容」

- ・個人番号の記載時期と書類(社会保障・税・災害対策)
- ・個人番号の厳重な取扱注意点
- ・社員の個人番号の取得、利用・提供、保管、廃棄までの対処方針
- ・法人には法人番号が通知されます。



※簡易書留で郵送された通知カードは大切に保管して下さい。各種手続時に本人確認書類とともに番号の記載・確認が求められます。番号確認と本人確認を一枚で行うには個人番号カードを申請しますが交付時に通知カードの返却が必要になります。

国税庁からのお知らせ(所得税法施行規則等の改正による)

従業員に交付する源泉徴収票や支払通知書へのマイナンバー記載は必要ありません。

～福井労働局からのお知らせ～

職場のトラブルでお困りの労働者・事業主のみなさまへ

解雇、退職、労働条件の不利益変更、いじめ・嫌がらせなど、職場のトラブルで悩んでいませんか? 福井労働局の総合労働相談コーナーでは、個別労働紛争の未然防止や職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図ることを目的とした解決援助サービスを無料で行っていきます。いつでもお気軽にご相談下さい。

福井労働局 総合労働相談コーナー 福井春山合同庁舎内 14階 0776【22】3363

武生総合労働相談コーナー 武生労働基準監督署内 0778【23】1440

福井労働局のホームページ <http://fukui-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

中小企業経営者のみなさまへ 国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

「取引先の倒産」と「商取引の事実」の確認で迅速に貸付実行。

回収困難となった売掛金(被害額)相当の資金を調達できます。(最高8,000万円まで)

当面の資金繰りに役立ち、自社と社員を守れます。

取引先の突然の倒産!まさかのときの
資金調達先は準備していますか?

経営セーフティ共済

検索



掛金は
損金もしくは
必要経費に
算入できます

小規模企業共済制度

経営者ご自身の「現役引退後の生活
資金」のことをお考えですか?

将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金を
受け取れます。

現役引退後の安心した生活設計が図れます。

●共済制度の詳細内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。



小規模企業共済

検索

★毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば
課税対象所得400万円の方なら、約11万円の
節税になります。
(左図は確定申告書の記載例)



掛金は
全額所得
控除

制度の運営機関: 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>